

会 議 録

1 会議名

令和3年度第2回大島区地域協議会

2 議題（公開）

1 協 議

(1) 上越市地域活動支援事業（大島区）提案事業の審査について

2 その他

(1) 第3回地域協議会の開催日について

3 開催日時

令和3年5月26日（水）午後2時00分から5時00分まで

4 開催場所

大島就業改善センター3階 大会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委 員：内山信、内山元栄、武江一義、武田昌午、中村朝彦、丸田新一、丸田松男、
山岸久雄、吉野健治
- ・大島区総合事務所：小林所長、岩野次長、小林市民生活・福祉グループ兼教育・文
化グループ長、総務・地域振興グループ 高橋班長、佐藤主任

8 発言の内容

【丸田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・挨拶
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・本日の会議録の確認は委員番号11番の山岸久雄委員にお願いする。

【山岸久雄委員】

- ・了承

【丸田会長】

- ・議題に入る前に、配布資料等について事務局からの説明を求める。

【岩野次長】

- ・配布資料について説明する。
- ・第1回の地域協議会において、吉野委員から特別支援学級設置に係る基準や設置状況、市の基本的な考え方についての資料提供の依頼があったので、今回資料を配布した。
- ・また、大島区の主な事業における河川管理費において、今年度は記載がないことについて、丸田会長から質問がありましたが、令和2年度は菖蒲地内の堀切川の護岸工事が予定されていたため記載したが、令和3年度においては工事の予定はなく維持管理の委託費の29千円のみであったため、主な事業の記載から外したものである。
- ・中村委員から指摘があった、東頸城幹線の通行止めの看板設置については、4月30日（金）に大平側と上達側に通行止めの看板を設置した。

【丸田会長】

- ・協議事項（1）上越市地域活動支援事業（大島区）提案事業の審査について、事務局に説明を求める。

【岩野次長】

- ・資料No.1及び参考資料に沿って説明。

【丸田会長】

- ・グループ討議のグループは、正副会長及び事務局と協議し、各グループに再任委員を含み、地区が偏らないように編成した。
- ・Aグループは私、丸田松男委員、山岸久雄委員、Bグループは、吉野健治委員、内山信委員、武江一義委員、Cグループは武田昌午副会長、内山元栄委員、中村朝彦委員とする。また、事務局からグループ毎に記録係をしてもらう。
- ・グループ討議は、1時間を目途とする。それでは、グループ討議を行う。
（グループ討議及び個人審査）
- ・審査結果について、事務局から報告願いたい。

【岩野次長】

- ・採点結果について、審査結果一覧のとおりのとおりである。特記事項については、欠席した委員からの意見を記載している。グループ討議で出された内容については、次のとおりである。
- ・事業No.1については、「8月14日（土）の花火打ち上げの日に雨が降ったらどうするのか疑問に思う。」、「地域の発展という視点では、良い取組である。」、「単独町内会で取り組むのではなく、近隣町内会で一緒に取り組む方がよいと思う。」、「1回の花火打ち上げで、どのような効果があるのか。また、つながりなど期待できるのか疑問に思う。」、「思い出のアルバムは良い取組である。」、「大島地区の行事とすると、準備や交通誘導で町内会の負担が多くなり、町内会の人々が祭りを十分に楽しめなくなるので、町内会の行事とし、周知の範囲は町内会のみとしてはどうか。」という発言があった。
- ・事業No.2については、「担ぎ手の不足が懸念される中で、頑張ってもらいたい。」、「神輿について寄贈を受けて40年が経過し老朽化していた。伝統もあるので補修して祭りを実施し、地域の活性化を図ってもらいたい。」という発言があった。
- ・事業No.3については、「チームの人数は少なく、下級生が入らないと存続が難しいと思われるが、子供達の健全育成のために活動を継続してほしい。」という発言があった。
- ・事業No.4については、「地区の活性化に向けた事業として視察研修は大事だと考える。」、「研修だけで終わるのではなく、今後の活動に結びつけられるように期待する。」という発言があった。
- ・事業No.5については、「伝統ある文化財なので、必要だと思う。」、「地域における伝承事業も含めた事業であることから、より分かりやすい案内板等が必要である。」、「約700年の伝統があり、頑張ってもらいたい。」、「看板の設置場所は除雪や車の出入りに支障にならず、高さも十分で強度もあり、問題ない。」という発言があった。
- ・事業番号No.6については、「スノーモービルの維持費、保管する場所はどうするのか疑問に思う。」、「事業内容の精査が必要ではないかと考える。スノーモービル、サウナ事業などの備品は、まずはリース等により事業を実施し検証した中で購入するかどうか決めてもよいのでは。」、「カップについては、財産共用にはなじまず、個人の

消耗品と考える。」、「交通費等の負担割合の在り方を考える必要がある。」、「もう少し人が集まってから取り組んだらどうか。」、「誰もが思いつかない若者の発想でよいと思う。」、「若い人が頑張っているので応援したい。」、「スノーモービルについては改造が必要かどうか確認のうえ、改造が必要であれば、提案団体に負担するべきと考える。」という発言があった。

- ・事業番号No.7については、「展示方法について、より多くの人々が鑑賞できるよう工夫する必要があると考える。」、「大いにやってもらいたい。」、「コミュニティプラザだけでなく、他の施設や区内事業所にも写真を掲示してほしい。」という発言があった。

【丸田会長】

- ・今ほど、事務局から説明があったが、採点結果及びグループ討議の結果を基に、始めに8つの提案事業ごとに採択の可否について、委員の皆さんの意見を聞いて、決定する。
- ・事業No.1から事業No.8まで、各々、採択の可否について委員全員に諮り、全て採択すべき事業と決定した。
- ・続いて、補助金額等について事業ごとに決定していく。なお、全事業の補助希望額は大島区配分額より36千円多い。最終的に配分額に対して過不足が生じた場合、どのような取り扱いにするかは、最後に協議する。
- ・事業No.1及び事業No.2について、各々、補助額及び付帯意見について委員全員に諮り、全て補助希望額どおりの補助額とし、付帯意見なしと決定した。
- ・事業No.3について、補助額及び付帯意見について委員全員に諮る。

【中村委員】

- ・昨年度までは、補助額について一万円未満は切り捨てしていた。

【丸田会長】

- ・中村委員の意見に対し、委員に意見を求める。

【内山（信）委員】

- ・配分額よりも補助希望額が多いこともあるので、一万円未満は切り捨てでよいのではないか。

【岩野次長】

- ・地域活動支援事業の募集要項においては、補助額は千円単位となっている。その中

で、地域協議会において一万円単位と決定すれば、それは一つの決定となるが、明確な理由についても整理する必要がある。

【丸田会長】

- ・補助額は千円単位となっているので、私の考えとしては、超過分の36千円はどこかの事業で減額する必要があると考えている。
- ・この事業については、補助希望額96千円を一万円未満は切り捨ててしてしまうとその分は保護者の負担となるということから少し考える必要がある。
- ・事業No.3について、再度、委員全員に諮り、補助希望額どおりの補助額とし、付帯意見なしと決定した。
- ・事業No.4及び事業No.5について、各々、補助額及び付帯意見について委員全員に諮り、全て補助希望額どおりの補助額とし、付帯意見なしと決定した。
- ・事業No.6について、補助額及び付帯意見について委員全員に諮る。
- ・先ほど、全事業が採択すべき事業として決定した。現状は、配分額よりも補助希望額が36千円多いので、私は、どこかの事業の補助額を減額する必要があると考えた。午前中の提案事業説明会で話をしたとおり、この事業についてコンテンツの経費のうち、キャンドル用資材について、「灯の回廊」において大島まちづくり振興会から紙コップの配布が見込まれるため22千円減額し、冬期イベント用LEDキャンドル及び専用電池について、500個分で補助希望額として計上されているが、これを450個程度にしても効果は大きく変わらないと考えるので、その分14千円を減額し、合わせて36千円の減額となるがどうか。

（「賛成」の声）

- ・事業No.6について、補助額は補助希望額1,942千円から36千円減額し、1,906千円とし、付帯意見なしと決定した。
- ・事業No.7及び事業No.8について、各々、補助額及び付帯意見について委員全員に諮り、全て補助希望額どおりの補助額とし、付帯意見なしと決定した。

【岩野次長】

- ・事務局から確認であるが、事業No.1から事業No.8について、付帯意見はなしということによいか。
- ・また、事業No.6の補助額の減額の理由は、キャンドル用資材について、紙コップの配布が見込まれること、キャンドル及び専用電池について、500個ではなく45

0個程度でよいのではないかということで減額するということがよい。

【丸田会長】

- ・それでよい。
- ・事業No.1から事業No.8までの審査結果について、最終確認する。

【吉野委員】

- ・グループ討議での各委員の発言について、付帯意見ほどきついものでなくてもよいが、今後の事業実施に際して参考になるので、何らかの形で提案団体に通知すべきである。

【岩野次長】

- ・グループ討議は、グループで話し合いをして、個人で審査するための考え方を整理する目的で行っているため、その内容は意見として提案団体には通知していない。一方でグループ討議の内容で付帯意見とすべき内容もあるということであれば、付帯意見として付すことも考えられる。いずれにしても地域協議会で決めていただくことである。

【山岸委員】

- ・吉野委員の意見に賛成である。グループ討議では、提案団体を励ますものや改善点を指摘する内容のものもあったので、提案団体に伝えるべきである。

【岩野次長】

- ・グループ討議の内容を伝えるか否かについては、地域協議会の審査の中で取扱いを決めてもらえば、採択結果についての提案団体への通知と一緒に書面で送ることは可能と考える。

【丸田会長】

- ・私としては、グループ討議の内容で、本来、提案事業説明会で提案団体に伝えなければならないものもあったが、地域協議会で意見といかないまでも、各事業に対して、何らかの形で通知してもよいと思う。

【中村委員】

- ・グループ討議の内容を提案団体に通知したいという意見があるので、通知することはやむを得ないと思うが、問題点がある。一つ目に、付帯意見でないことをはっきりさせることである。そうでないと提案団体は多くの付帯意見があったと誤解する。二つ目に付帯意見でないとする、本来、提案団体に何らかの意見をつけるという

ことは、地域協議会で審議をして、地域協議会の総意として決まったものであるべきなので、あくまでも参考程度としてこのような話もあったということをはっきりと分かる形で通知することである。そのように通知すれば、私は特に問題はないと思う。

【丸田会長】

- ・中村委員の発言に対して、意見を求める。
- ・事務局から付帯意見はではないが、グループ討議でこのような内容の発言があったということを提案団体に伝えることはできないか。

【岩野次長】

- ・事務局からの通知としてという形では無理と考える。あくまでも地域協議会としての通知であるべきと考えている。

【小林所長】

- ・付帯意見はなし、採択金額の合計は4,900千円ということで決定したが、グループ討議において、委員の皆さんから様々な発言があった。次長から説明があったとおり、地域協議会で決めていただきたい。グループ討議の内容を考えると、丸田会長の指摘のとおり、提案事業説明会の段階で意見や質問をすれば、回答を得られたという内容もあったかもしれないが、非常に微妙な言い方をしているものもあるので、通知を受ける側がどのように判断するのかについては、考えるべきである。
- ・提案団体が通知を見て、事業費を積算して採択された補助額を満額使うわけではなく、例えば、スノーモービルの購入を保留しようかと判断をするかもしれない。そうすると、補助額が下がる可能性もある。その場合には、提案団体からは随時報告を受けるようにすればよいと思う。必要であれば、変更申請ということも考えられる。
- ・グループ討議で出た意見を地域協議会で付帯意見ではなく、グループ討議した内容ということで通知することについては、私は問題ないと思うが、決めるのは地域協議会である。

【丸田会長】

- ・先ほど所長の発言にあるとおり、グループ討議で出た内容は、提案事業説明会の段階で意見や質問をすれば、回答を得られたというものが結構あった。私としては、今回は付帯意見なしとしたい。また、その通知により、提案団体に義務感を与える

のは、提案団体に対して厳しいのではないかと考える。

【山岸委員】

- ・補助を受けるのであれば、厳しい発言があるのは仕方がないし、頑張ってもらいたいという発言もあるので、私はグループ討議でそのような発言があったという話はしてあげたい。

【吉野委員】

- ・提案事業説明会の段階で意見や質問をすれば、回答を得られたとは言っても、実際に提案事業説明会ではそこまでの意見や質問はなかった訳であり、付帯意見や意見のように強いものではなく、採択の通知とは別に1枚添付して、審査の中でこのような発言もあったので、事業等の参考にしてもらえれば幸いですという伝え方をすればよいのではないかと。

【丸田会長】

- ・地域協議会としてグループ討議での発言内容について、提案団体に通知するということがよいか。

(「はい」の声)

- ・その他(1)第3回地域協議会の開催日について、6月23日(水)午後2時から開催することとしてよいか。

(「はい」の声)

- ・他に発言を求める。

【山岸委員】

- ・あさひ荘のことについて、浴場の屋根が剥がれているという話を聞き、現場を確認したが、屋根が剥がれていた。今後どのような形で対処するのか。

【小林所長】

- ・3月中旬頃の強風により、屋根が剥がれた。あさひ荘は休止となっている。国や県補助金の交付を受けて整備したので、簡単に取り壊しが難しい。国や県と協議をすすめる方向で進めているが、保険金を活用して、撤去するとしてもそれなりに費用が発生する。事務所では定期的かつ異常気象時にパトロールを行っており、今の時点では、幸い国道253号には飛散していない。慎重に確認していく。また、現在、職員が施設の維持管理のため出入りしており、簡易なバリケードとなっている。職員から業者の車が敷地内に入って、駐車していることもあると聞いているので、バリ

ケードをきちんとするとともに注意していきたい。

今段階では、はっきりしたことは申し上げられないが、パトロールをしっかりと様子を見守っており、何らかの対応をしなければならないと承知しているので、住民の皆さんから問合せがあったらそのようにお答えしてもらいたい。何か詳細が決まったら皆さんにしっかりと説明をしたい。

【丸田会長】

- ・他に発言を求める。

【小林G長】

- ・新型コロナウイルスワクチンの集団接種について、5月29日（土）の午後と30日（日）に大島区、浦川原区、安塚区の65歳以上の住民を対象に浦川原体育館で実施する。自家用車で来る人が多いことが予想されるため、浦川原区総合事務所を中心にして、周辺に駐車場を用意している。防災行政無線で周知したとおり、できるだけ相乗りをお願いしたい。また、指定した駐車場以外には駐車しないようお願いする。
- ・3区で2日間、約1,600人の接種を予定している。大島区の65歳以上の住民は約760人おり、その中の約500人がこの土曜日、日曜日に集団接種を受ける予定である。
- ・送迎バスの利用者は50人前後であり、総合事務所でも事務所に待機する職員やバスの添乗員を準備するなど、皆さんが円滑に接種を受けることができるように対応していく。不明な点があれば、接種当日でも総合事務所に問合せいただきたい。

【丸田会長】

- ・他に、発言はあるか。
(質疑、意見なし)
- ・それでは、以上をもって第2回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。